

東大和市多機能端末機等による証明書等の発行に関する規則の一部を改正する規則
を公布する。

令和8年6月23日

東大和市長 和地 仁美

東大和市規則第54号

東大和市多機能端末機等による証明書等の発行に関する規則の一部を改正する規則

東大和市多機能端末機等による証明書等の発行に関する規則（平成28年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。